



株式投資の確定申告 25年分のうわさ話

24年分が損失 25年分が黒字の方へ

実は、株式の損失を申告していない方が多いんです

(その1) 株式の損失は、申告して繰り越そう



今年の確定申告では、株式損失に関係する相談が多いです。

多い理由は、

1) 平成25年分の株式損失を繰り越そうとする方です。

株式に対する利益課税が、平成26年分からは10%から20%課税になるため

今まで株式の損失を申告していない方も繰越控除を希望されます。

(将来の税金対策のためです。)

2) この場合、証券会社や銀行などが発行する、

「平成25年分 特定口座年間取引報告書」から申告計算をします。

この「特定口座年間取引報告書」の源泉徴収の有無に注目ください。

3) 源泉徴収の有と無で損失の繰越控除を忘れた場合の取扱が異なります。

(後で説明します。)

4) 平成24年分が赤字で、平成25年分が黒字の方の間にて、囁かれるうわさ

「平成24年分の株式の損失を恥ずかしくて申告しなかった、

平成25年は、黒字だが、申告はしなくてもいいだろう。」

5) 4) の方の相談を受けた場合には、3) の説明をします。

平成24年分の損失の繰越控除は、「特定口座年間取引報告書」源泉徴収

選択が有の方は、確定申告を済ませていると、遡って税務署に繰越控除

を認めてもらうことができませんが、選択の無しの方と、選択が有でも

確定申告をしていない方は、平成24年分の損失を「更正の請求」、

又は、確定申告をすれば、平成25年分の確定申告で繰越控除ができます。

株式の損失繰越控除は、期限内申告(損失年翌年の3月15日)を要件と

していないためです。ここは、盲点です。該当の方は、早急にご検討ください。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

(税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士)
(八百板誠行政書士事務所)

事務所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)

025(228)4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者(当事務所)がこれを保証するものではありません。